

P.178 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） 皆様、おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、教育委員会と市長部局の関係について、学校と地域の関係について、小中学校などの35人学級についての3課題について、お伺いをいたします。

最初に、1課題目の教育委員会と市長部局の関係についてお尋ねをいたします。

私は、市長が主催される総合教育会議を何回か傍聴させていただきました。総合教育会議を構成する市長、4人の教育委員、教育長の6人がメインテーマである羽島市教育大綱、さらには羽島市の教育の基本方針、教育振興基本計画、そしていじめ対応やコロナ対応などについて、真摯に議論を重ねておられるのを拝見しました。充実した会の運営をありがとうございます。

しかし、一般的に定例教育委員会と呼ばれるほぼ毎月開かれる教育委員会会議とこの総合教育会議との違いが、会議の様子からは分かりにくかったことも確かです。70年ほどの歴史を持つ教育委員会会議、つまりは定例教育委員会は、教育について、権限と責任を持った4人の教育委員と教育長が市教委事務局へ様々な質問を投げかけながら審議し、教育委員と教育長の多数決により、教育政策について権限と責任を持って最終的な意思決定をする会議です。

一方、総合教育会議は、平成27年に設置された会議で、市長の持つ権限に属する事項と教育委員会、つまりは教育委員の持つ権限に属する事項について、市長と教育委員が協議することにより、相互の連携強化を図るための会議です。

つまり、総合教育会議と教育委員会会議、つまりは定例教育委員会とは、教育委員の立場から見ると、市長や市長部局と議論する総合教育会議、市教委事務局と議論する定例教育委員会かという違いがあります。

そして、総合教育会議で市長と教育委員の協議により連携強化を図る内容ですが、羽島市教育大綱だけではなく、市長が持つ予算編成権、つまりは予算措置を伴う教育条件の整備などもテーマの一つとなります。

例えば、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置、予算における教材費や学校備品費、消耗品費の充実、保育園と小学校、障がい者と特別支援教育など、福祉と学校の連携、学校校舎の長寿命化などです。

これらの内容についても、総合教育会議という公の場で、市長と教育委員が率直に協議を調整することももっと増やしたほうがよいのではないかと考えています。それが、羽島市の教育の充実、発展、さらには子育て世代の羽島市定住促進につながっていくと思います。

そこでお尋ねをします。

教育委員会会議、つまり定例教育委員会と、総合教育会議の目的の違いを踏まえたとき、総合教育会議に期待することについてご説明をください。

次に、2課題目の学校と地域の関係についてお尋ねします。

開かれた学校づくり、地域とともにある学校づくりは、学校教育を充実させるための重要な目標の一つです。そして、この目標を達成するための仕組みとして、学校評議員、学校運営協議会、学校支援地域本部という制度があります。羽島市では、それぞれ学校懇話会、コミュニティ・スクール、地域学校協働本部と呼ばれていますので、分かりやすいよう、こちらの用語を使います。

学校懇話会は平成12年、コミュニティ・スクールは平成16年、国の法令改正により設置されました。それぞれ「できる規定」、つまりは任意設置です。

また、地域学校協働本部は平成20年度からスタートした事業であり、こちらには法的な措置はありません。これらの仕組みは目的が似ているためか、市民にとって、また学校の先生方にとっても分かりにくい仕組みのようです。

法的には、学校懇話会は、学校外の方々からなる委員が集まって、学校に対して意見を言い、校長は聞き取った意見を参考にすると、そのような会議です。

対して、コミュニティ・スクールは、教育委員会の下部組織として、学校の運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関です。委員は、一定の権限と責任を持って学校運営を担う一因となるわけです。そのため、コミュニティ・スクールの委員は教育委員会が任命する非常勤特別職の地方公務員となります。つまり、この学校懇話会とコミュニティ・スクールでは、委員の立場や責任の度合いが大きく異なります。学校懇話会は意見を述べるだけの委員であることに対し、コミュニティ・スクールは学校運営に関して法的な効力を持った決定をする公務員となります。一方、地域学校協働本部は、地域住民がボランティアで学校の教育活動を支援するための任意団体です。

私は、学校懇話会の制度を岐阜県で立ち上げる担当者でしたし、コミュニティ・スクールが始まったときには、その担当課の一員でした。その後、私自身が学校懇話会で地域の方の意見を聞いて、学校運営の参考にしたり、岐阜市内の中学校のコミュニティ・スクールの委員を務めたりしました。さらには、市議会議員になってからは、地元の学校のコミュニティ・スクールを傍聴させていただきました。

このような経験から思うことは、一定の目的を達成するために、仕組みや制度をつくっても、その仕組みや制度に当初想定した効果を発揮させること、ましてや、制度をつくった当初の目的を達成することは、やはりなかなか難しいものだなということです。いわゆる手段の目的化です。そして、羽島市にも同じような課題がひょっとすると隠れているのではないかも思っています。

羽島市全ての学校でコミュニティ・スクールがスタートしたのは、平成29年4月です。この4月で5年目になります。この仕組みがこの4年間で多くの成果を上げてきていることは確かです。しかし、そのような評価に安住することなく、当初の目的を達成するために、またさらなる成果を上げるために、5年一区切りでもある来年度に制度運営や活動内容、成果を評価してはいかでしょうか。

その際には、次の2点を踏まえる必要があると思います。

1点目は、コミュニティ・スクールの委員構成です。羽島市では、学校懇話会が委員の構成そのまま、コミュニティ・スクールに置き換わったという印象があり、実際、学校懇話会からコミュニティ・スクールへ地域の役職者の充て職として、多くの委員がそのまま横滑りのような形で就任される例が多かったようです。このような背景からか、委員の方々にとっては、学校懇話会とコミュニティ・スクールの役割や目的の違いが分かりにくいようです。

さらには、委員の人数も同じで移行した例が多いようです。意見を言うだけの学校懇話会と、法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関であるコミュニティ・スクールの違いは最適な委員の人数の違いにもつながる可能性があると思います。

2点目は、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールとの役割分担、関係性の整理です。

子供たちが、地域の方々の支援の元で様々な教育活動、体験活動を行っている姿がコミュニティ・スクールの紹介として広報されることが多いようです。このような地域の支援の下でも、体験活動などを推進するのは、地域学校協働本部が主となるのか、コミュニティ・スクールが主となるのか、どちらでしょうか。

現状は、コミュニティ・スクールが前へ出て、地域学校協働本部が後ろに隠れてしまっているように見えます。これらの2点を踏まえて、私が提案するのは、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の本体は、学校運営や地域の実情に見識を持つ少ない人数の方々で構成し、委員同士の活発な議論

により、学校運営の基本的な方針を承認したり、学校課題の解決方法を協議したりすることです。

そして、この学校運営協議会本体に下部組織を整備して、学校運営協議会で決定された基本方針や課題解決方法に従って地域活動の役職者の方々の助言や指導により、地域のボランティアの方々とともに、学校支援活動を実施するというようなコミュニティ・スクールの在り方です。

そして、地域学校協働本部を廃止することも、国や県はよい顔はしないかもしれませんが、分かりやすいすっきりとした組織運営とするために、また、働き方改革が急務となっている教員の業務量を減らすためにも必要なかもしれません。

このような提案が実際の学校の状況、地域の状況、学校と地域の関係に適合しているかどうか分からない部分もありますが、5年一区切りでもある来年度に、いま一度、検証と評価をし、もし改善すべき点が見つかったらその改善策の立案に着手してはどうでしょうか。

また、桑原学園に続く小中一貫教育の拡充を考える場合には、それに対応できるコミュニティ・スクールの在り方について、各学校の教育方針を審議、決定するという役割からも検討する必要があると思います。

そこでお尋ねします。

学校懇話会とコミュニティ・スクールの違い及び地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの違いについて、特に設置目的や委員構成の在り方、委員の権限と責任について、教育委員会のお考えをご説明ください。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の今後についてもご説明ください。

最後に、3標題目の小中学校などの35人学級についてお尋ねします。

2月2日に、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、略称義務標準法の改正案が閣議決定され、通常国会に提出されました。これは、公立小学校の学級編成の標準を40人から35人に改善するという法案です。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、略称給特法、ちまたでは、教員定額働かせ放題法とも呼ばれているらしいこの法律により、教員が一般公務員と比較して、残業手当がない、給食指導のために昼の休憩時間がないなど、大変厳しい勤務条件に置かれるためか、教員志望者の減少傾向が止まらないのが現状であり、教員の確保ができるのかという大きな課題がありますが、学校の先生方にとっては、今回の少人数学級拡大は、久しぶりの教員生活の未来に希望の持てる話題となっています。

この法改正は、小学校1年生だけが35人学級という、現在の国の標準を来年度は2年生を40人学級から35人学級へ、再来年度は3年生を、そして5年後には小学校全学年を35人学級へと、5年かけて改善する計画です。

しかし、羽島市の小学校では、国の標準とは異なり、小学校1年生だけではなく、小学校2年生、小学校3年生、さらには中学校1年生も既に35人学級になっています。となりますと、来年度は、一体どうなるのか。羽島市は、既に実施済みなので、国が追いついてくるまで何もしないで待つのかという疑問が湧いてきます。国の標準が小学校3年生が35人学級になる再来年度までは何もせずに待つのかという疑問です。

そこでお尋ねします。改正法が成立すると、国は、来年度は小学校2年生を35人学級とするわけですが、既に小学校3年生まで35人学級となっている羽島市の小学校では来年度はどのようになるのでしょうか。現時点での、来年度に向けた計画と準備状況についてご説明ください。

以上で、1回目の質問を終わります。

P.182 市長（松井聡君）

◎市長（松井聡君） それでは、私からは教育委員会と市長部局の関係につきまして、所見を申し上げさせていただくところでございます。

まず、その前に、私個人が考えております。教育と行政のすみ分けでございますが、一貫いたしまして、これは市長就任以前からの考え方でございますが、教育の学習の指導、あるいは教育内容についてのいわゆる介入は首長はすべきではないという教育の独立を担保することは、私が行政をつかさどらせていただいております最も重要な教示の一つであります。

そのような中、ご質問の総合教育会議がいわゆる制定をされ、その主催者として基礎自治体の首長がその職務に当たるという制度が発足をいたしました。その際には、前任の教育長とひざを交えながら、私の教育の独立性に対する考え方とそして事務担当部局が企画部に今ございますが、端的に申し上げますと、荒い言い方ですが、予算措置、あるいは施設整備、環境整備等は行政の本体の仕事であり、教育の指導、内容については、教育委員会、そして、先生方にお任せをすると、そのような二元性が本位であるということでその後の総合教育会議の運営を行ってきたところでございます。

さらに、私見を申し上げますと、これは羽島市の総合教育会議で諮ったところではございませんが、戦後教育の中で、一時期、我が国の日本史が学校の教科から外されたり、あるいは日本人独自が持つ道徳の関係が長年教育から外されたり、そのような事柄につきましては、私があえて全国市長会の有志でつくっております教育再生市長会議の場において発言を申し上げ、幸い、国においても道徳教育の再度の学校現場での指導が始まったところでございます。

そんな中、都市におきます総合教育会議の中では、まず、最初をお願いをいたしましたのは、ご質問にもございました。小中一貫教育をぜひとも実施をすべくそのスキーム立てをお願いをしたいと。そして、からかいから始まるいじめ防止対策等についての抜本的な見直しを行っていただきたいこと。さらには、細かな話になりますが、事務手続によって、学校現場が早急な学校施設の軽度な修繕を行う場合に時間がかかっているというような関係については、すぐスピードアップを図るための施策を行政側として講じなければならないこと。

そのようなことをお願いしてきたところでございます。幸い、新たな教育長をお迎えをし、教育大綱につきましてもまさに総合教育会議の場でしっかりとした全委員さんのご意見を賜りながら、その都度、その都度の年度ごとの検証を踏まえ、改善が図られてきたことも大きな喜びであり、他の自治体に先駆けた少人数学級の実現もその一端であると喜んでおるところでございます。

コミュニティ・スクールの推進につきましても、前教育長からお願いをし、自治委員会総会での度重なる意識啓発、あるいは出前講座、そして様々な機会を踏まえた学校現場での推進を図ってまいりましたが、議員ご指摘のような問題点がいまだにあることも痛切に感じているところでございます。

まさに、そのような関係の大きな方向性とそして羽島市全体の教育を考える場が私は総合教育会議の在り方であると思っているところでございます。

そのような関係におきまして、さらなる細かな話かもしれませんが、ICT教育の充実につきましても、今般の、今年度の関係でGIGAスクールがさらに県内でも羽島市は先進的に進めることができました。

しかし、これにも長年の道のりがあり、市長就任直後から、総合教育会議がそのときにはありませんでしたが、学校現場での勤務時間の縮減に伴うような、プログラミングをされたソフトによる事務手続についても、再三、教育委員会をお願いをいたしましたが、なかなか実現に入るまでに現場サイドでもネガティブなご意見があったのも事実でございます。これも、実は総合教育会議等々の場で、そのメリットとデメリット、功罪を正確に判断し、そして、地元企業のご理解、ご協力を得ながら、そのようなソフトプログラムの導入を図る等々を行いましたことも、それまでしっかりとした摺り合わせを行ってこなかった部分があった行政と教育委員会とのコラボレーションが結んだ成果であると考えております。

このところ、いじめやひきこもりなど、子供さんの様々な多様な問題が発生をいたしております。さらに、新たな関係での小中一貫教育をランダムな形で効果ある学習の実現に資するため、総合教育会議の主催者として道筋をお示しをしながら、皆様方の意見に基づく関係により、教育大綱等の整備を教育委員会に図っていただくよう、私は常に考えているところでございます。

様々な関係で、時代を担う青少年の育成には、健やかな環境とそして学校現場の方々が意思を強く、そして情熱を込めた教育の実現が肝要であると思っております。

議員の豊富な識見でさらなるご助言を賜りますようお願いを申し上げ、私の所見とさせていただきます。
以上でございます。

P.184 教育長（森嘉長君）

◎教育長（森嘉長君） 私からは、標題2項目めに関わり、学校評議委員会と学校運営協議会、そして地域学校協働本部についてお答えをいたします。
学校評議員の会、いわゆる学校懇話会と学校運営協議会を置くコミュニティ・スクールは、議員ご指摘のとおり、それぞれ法に基づき任意設置となっております。学校懇話会が地域に開かれた学校を目指し、個人として意見を求めるために校長が委員を推薦し、市教育委員会が委嘱するものであるのに対し、コミュニティ・スクールは地域とともにある学校を目指し、市教育委員会が委員を非常勤特別職の公務員として任命し、合議により学校運営について考え、協働的に教育を行うために、基本方針を承認するなどの責任と権限を持っていただいております。

当市は、平成29年コミュニティ・スクールの開始に当たり、学校懇話会よりも多い人数で学校運営協議会を構成するとともに、自治会や学識経験者など、様々な立場の方からご意見をいただき、地域と学校が共に当事者となり、共通の目標に向かっていく組織となることを目指して、発足して、現在に至っております。

今後は、コミュニティ・スクールの充実に向け、学校運営協議会では、学校運営の方針や体制、教育活動について協議することを主眼に置くとともに、地域学校協働本部の役割を担っていただいている各団体やボランティアの方には学校支援や地域住民との協働活動を主眼として活動していただくことを基本的な方向としてまいりたいと思います。

この方向性を踏まえ、それぞれのコミュニティ・スクールにおいて、その実態を踏まえるとともに、学校や各委員の意向を尊重し、今後の体制や運営の在り方について熟議していくことが必要であると思います。

以上でございます。

続きまして、標題3項目めに関わり、来年度の35人学級の実施についてお答えします。

現在、岐阜県では、小学校及び義務教育学校前期課程の1年生が、国の基準により1学級35人。小学校及び義務教育学校前期課程の2年生、3年生と、中学校1年生及び義務教育学校後期課程7年生を県の基準により1学級35人とされています。これに伴って市全体では、小学校2年生では2学級、3年生では4学級、中学校1年生では2学級それぞれ増加しております。

来年度につきましては、現在、県において、小学校及び義務教育学校前期課程の4年生を新たに35人学級とする基準が予定されています。これに伴って、当市全体では、3学級増加します。該当する学校は、正木小学校、竹鼻小学校、中央小学校の3小学校でございます。学級数が増加する小学校につきましては、教室の整備や教職員の確保及び学級増に伴う行事等の見直しに努めているところです。

以上でございます。

P.185 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） ご答弁ありがとうございました。

では、第1標題の2回目の質問に移ります。

その前に、先ほど、総合教育会議の在り方について、今、市長から所見、答弁をいただきました。総合教育会議のテーマの選択、あるいは総合教育会議で協議、調整という言葉が使われていて、決定する機関ではないというような、この会議の基本的な認識についてまさに市長のおっしゃるとおりだと思います。それに加えて、市長からの熱い教育に対する思いも聞かせていただきました。私ども、全面的に同意をいたしております。今、深く感謝しております。今後も、ますます充実した総合教育会議となることを願っております。

総合教育会議は、市長と教育委員が協議、調整する場なので、本来は市長だけではなく、協議の相手である教育委員の方々にも同じことをお尋ねすべきだと思います。しかし、教育委員は、レイマンコントロールの理念の基、一般市民の方々が務めていらっしゃると思いますので、市議会という場でお尋ねすることはふさわしくないとともに思います。

そこで、教育長には、大変重い権限と責任を持っている教育委員の皆様へ、今回の議論の詳細や総合教育会議と定例教育委員会の違いについて情報提供をしていただき、適切なご助言をぜひともよろしくお願いいたします。

さて、教育と一言で言っても、その内容は学校教育、社会教育、スポーツ、文化など、多くの分野にまたがっています。その中でも、社会教育、スポーツ、文化は、地域づくり、健康づくり、観光交流、市民協働などと密接な関係にある。人生100年時代となっていく中で、教育委員会と市長部局の連携を踏まえた政策展開が求められていることは、今まで何回も議会で議論してきたところです。

さきの12月議会でも、総合教育会議における協議、調整や市長と教育長との事務的な協議だけではなく、担当そのものを教育委員会から市長部局へ移すべきだという提案に対して、市長から施策の推進体制、適材の人事配置、事務分掌の在り方について、検討し判断する、さらに仮定という前提で、市民協働部門と生涯学習部門、この2つを合わせた部、もしくは局という構成がまちづくり、人づくりにつながるという説明があったところです。

そこでお尋ねします。

教育委員会と市長部局の役割分担について、来年度からどのような体制で検討をされるのでしょうか。また、どのようなスケジュールを想定されているのでしょうか。教育委員会から市長部局への移管を検討する対象は教育委員会生涯学習課が所管する、生涯学習、社会教育、文化振興、スポーツ推進など、全ての所掌事務でしょうか。今後の役割分担の検討についてご説明ください。

P.186 総務部長（橋本隆司君）

◎総務部長（橋本隆司君） 現在、社会教育、スポーツ、文化に関する事務事業につきましては、市長部局における補助執行や市長部局へ委任している一部の事務事業を除きまして、そのほとんど教育委員会事務局、生涯学習課及びスポーツ推進課が所管しております。

県庁をはじめとする県内の複数の自治体におきましては、社会の変化やニーズを捉え、まちづくりを推進していく上で、迅速かつ効果的、効率的に実施するために、既にこれらの事務事業を教育委員会から市長部局へと移管しております。

本市におきましても、このような方向性も持って、現在、検討を重ねているところでございます。この教育委員会の事務移管につきましては、教育委員会から市長部局へと機関を越える移管ということから、事務分掌の範囲や移管方法、条例規則の制定、また受皿となる組織体制、適材の人員配置、部局相互や関係機関、関係団体との調整など、多岐にわたる項目につきまして、調査、検討、調整を図る必要がございます。

そのため、この関係につきましては、令和3年度に教育委員会部門に人員を確保し、令和2年12月議会における市長答弁にありましたとおり、現時点では、市民協働部門と生涯学習部門とを併せた部局を念頭に、早ければ令和4年度からの開設の方向で準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P.187 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） ありがとうございます。

検討が進み、よい結果を得て、羽島市が子育て世代にとって魅力ある町になり、定住人口の増加につながるということを期待をしています。

ところで、教育委員会から市長部局へ一部の事務を移管することは、教育長がその持てる力の全てを学校教育の充実、発展に注ぎ、羽島市の学校教育の水準を県下一、全国一に引上げ、もって子育て世代の羽島市への定住を促進することも大きな目的の一つです。

そのためには、教育長の担当事務が減少することを機会に、今までの教育長と各学校において児童、生徒と直接関わっている先生との関係を抜本的に変えるような大きな変化が必要だと思えます。

旧態依然とした従来からの指導助言ルートである教育長や指導主事から校長へ、校長から教務主任や進路指導主事、生徒指導主事、学年主任へ、そして、各主事、主任から各先生へという伝言ゲームのような流れから、現場主義の究極的な実践方法ともいえる教育長から各先生へ直接語りかけるような指導、助言の在り方、そして、教育長が各先生から直接学校現場の意見を吸い上げるという方法を工夫すべきだと思います。

新しい学習指導要領に基づく教育がスタートし、さらに、1月26日には、中央教育審議会の答申、令和の日本型学校教育の構築を目指してが発表されました。先ほどの答弁では、早ければ、令和4年度にも新しい教育委員会の体制になる可能性があります。そのときに向けて、今から令和の羽島型教育委員会として、今までの教育委員会の常識を打ち破り、学校や先生の指導、助言の新しい在り方を模索し、工夫していただきたいと思えます。そして、その実践を広く県内に広報していただき、やる気のある優秀な教員を羽島市へ呼び込むとともに、子育て世代の移住、定着を促進していただきたいと思えます。

そこで、教育長にお尋ねします。教育委員会から市長部局へ一部事務の移管を検討するに当たっては、同時に教育長から児童生徒と直接関わる先生への指導、助言の在り方についても一部事務移管後に向けて、新しい方法の導入を検討していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

P.188 教育長（森嘉長君）

◎教育長（森嘉長君） お答えいたします。

各学校に勤務している教職員への指導、助言につきましては、これまでも市内校長会における指導、助言や、教員研修会の場で直接話をさせていただくことに加えて、市教育委員会が所管している13校を毎年訪問し、管理職と懇談するとともに、学校経営の在り方について確認し助言をしております。

学校訪問時には、子供たちの実際の学習や生活の様子について、参観も行い、学校経営の成果並びに子供たちや先生方の取組のよさ、そして今後の方向性などにつきまして全ての教職員に直接助言しております。

児童生徒と直接関わる先生方への指導、助言の在り方につきましては、これまでも学校訪問時に初任者、養護教諭、教育相談担当や学校図書館司書等と直接面談をしておりましたが、議員ご提案のとおり、今後、学校訪問時にこだわらず、若手教員や学年主任など、学校のミドルリーダーとして活躍している教員と語り合う機会を柔軟に設けていくことが大切であると考えています。

あわせて、児童生徒が主体的に取り組んでいる活動について、これまで同様、機会を捉えて参加し、教職員の教育委員会に対する信頼感や親近感を高めるとともに、教育活動の活性化及び教員の指導意欲向上につなげたいと思えます。

以上でございます。

P.188 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） ご答弁ありがとうございました。

森教育長のリーダーシップの下、新しい教育委員会体制となるかもしれない、早ければ1年後の令和4年度から、令和の羽島型教育委員会の取組が実現し、羽島市から新しい教育委員会の姿が県内、全国へとアピールされ、その成果として羽島市に優秀な教員や子育て世代が増えることを期待をしています。

次に、第2標題の2回目の質問に移ります。

改革はなされればなされるほど、多くの本部、会議が増える一方ということとはよくあることで、増えた分と同じ数だけ会議等をスクラップすることが必要です。また、会議を開くこと自体が目的になって、会議を開催する本来の目的のほうは形骸化してしまうことも多いです。いわゆる手段の目的化です。

そして、そのような流れの中で、一番影響を受けるのは現場である学校であり、その最前線で頑張っている先生であり、その先生の下で成長している子供たちです。

先ほど、評価、検証評価してみようというお言葉がありました。形式的なこと、報告書的なことは思い切ってスクラップするなど整理して、本質だけを追求できるよう、できるだけ単純で分かりやすい形、動きやすい形にすることも重要だと思います。よろしくお願いします。

さて、昨年度末から約1年間、新型コロナウイルス感染症との闘いの中で、学校教育は実施されています。学校が休校になったこともありました。また、子供たちの体調確認やマスク指導、授業中の一定距離の確保など、感染防止のため、多くの工夫や作業が必要となり、子供たちの負担、保護者の負担、学校の先生の負担が大きくなっています。

このようなときですからこそ、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が積極的に学校を支援するという活動が期待される場面もあると思えます。しかし、コロナ禍の中で活動がやりにくい状況であることも確かです。

そこで教育長にお尋ねします。

県内ではコロナ禍を乗り越えるための活動を工夫して実施している例を見聞しますが、羽島市内では、どのような状況でしょうか。

コロナ禍において、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部に期待する活動についてご説明ください。

P.189 教育長（森嘉長君）

◎教育長（森嘉長君） お答えいたします。

コロナ禍を乗り越えるために、当市における活動といたしまして、密になって行う奉仕活動等は感染症対策として原則自粛するとともに、活動人数を制限し、感染予防に努めながら防災学習、稲刈り、芋掘り体験、登下校の見守り、読み聞かせ活動、部活動のクラブ化への支援、挨拶運動、除草作業やグラウンド整備などを協議、展開いたしました。

地域学校協働本部を包括しているコミュニティ・スクールは、今後、コロナ禍にあっても、学校や地域の実態を踏まえるとともに、協議会委員からの意見や情報を重視し、今できることは何かを考えて活動することが望ましいと考えます。さらに、学校、家庭、地域という横のつながりと、義務教育9年間を一貫するために、中学校区でのコミュニティ・スクール間の連携を重視した取組が展開されることを期待しています。

以上でございます。

P.189 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） ありがとうございます。

コロナ禍ですので、安全に留意しながら、無理のない範囲でよろしく願いをいたします。

最後に、35人学級について2回目の質問に移ります。

先ほどは、国が計画している小学校2年生のみならず、羽島市では小学校3年生まで既に35人学級になっているため、来年度は、国に先駆けて小学校4年生を40人学級から、35人学級へ改善する。3校で3学級増というお話でした。

義務教育は、小学校で6学年、中学校で3学年、全部で9学年あります。国は小学校1年生は35人になっていますので、2年生から6年生までの残小

学校の5学年を5年間で35人学級にする計画です。中学校は、対象外です。

一方、羽島市は、小学校1年生、2年生、3年生、中学校1年生の4学年が既に35人学級になっていますので、残るは小学校では3学年だけです。これに中学校2年生、3年生を加えると、国と同じ合計5学年になります。国の小学校だけ残り5学年を5年間という計画と比較しますと、羽島市の小学校と中学校の残りを合わせた5学年との間に学年数の差はありません。国の小学校だけか、羽島市の中学校までかの違いはあっても、同じ5学年分です。

であれば、工夫すれば、羽島市においては、国の小学校だけ35人学級に先駆けて、小学校と中学校を全て35人学級にすることが可能なような気がします。同じ5年間で、5学年でも、国は小学校だけ、羽島市は中学校までというところがポイントです。

岐阜市の早川教育長、各務原市の加藤教育長、山県市の服部教育長、瑞穂市の加納教育長、本巣市の川治教育長、北方町の名取教育長、そして大垣市の山本教育長、このそうそうたる近隣市町の教育長と森教育長は県教委で力を合わせて一緒に働いてこられた方々だと承知をしています。

ぜひとも、近隣市町の教育長の皆さんとタッグを組んでいただき、小学校だけという国の計画をうまく活用して、羽島市では中学校も35人学級にするよう、岐阜県教育委員会へ強く要望していただきたいと思います。

国の小学校だけに対して、中学校までというのはハードルは高いのかもしれませんが、今は岐阜県教育委員会とその議論をする絶好のチャンスでもあります。また、これだけ多くの力ある教育長の皆さんの声をそろえた要望は、岐阜県教育委員会も容易には無視できないと思われます。

そこで教育長にお尋ねします。

35人学級のさらなる拡大について、今後の取組についてのお考えをご説明ください。

P.190 教育長（森嘉長君）

◎教育長（森嘉長君） お答えいたします。

1学級当たりの児童生徒数を少なくするという事は、ICTの有効活用と併せて、一人一人に寄り添ったきめ細かな指導により、児童生徒の主体的な学びや学校教育ならではの子供同士の関わり合いを大切にしたい学びが充実することにつながると考えています。

議員のご質問にありまして、今後、中学校2年生と3年生及び義務教育学校の8年生と9年生においても、35人学級が実現できるよう、他市町と連携を図りながら、県に対して要望してまいりたいと考えます。

以上でございます。

P.191 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） ご答弁ありがとうございました。

子供たちのために、小学校だけが35人学級になるという国の計画に先駆けて、5年後には、羽島市では小学校と中学校の全ての学年が35人学級になっていることを願っています。これは、国には関係なく、県が決断すればできることです。要望活動よろしく願っています。

以上で、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。